

台湾における果実の輸入関連制度に 係る調査報告書

中央果実基金・海外果樹農業情報 No.93

1 はじめに

台湾はパインアップル、バナナ、マンゴー、カンキツ類、ナシ、ブドウ等の熱帯・亜熱帯および温帯果実を生産し、我が国はバナナやパインアップル等の他、ブドウ等の温帯果実を輸入している。一方、台湾は2002年1月にWTO加盟が認められて以降、その経済発展と相まってリンゴを中心に我國産果実の輸出が急増し、最大の輸出先国となっている。国産農産物の輸出拡大が喫緊の課題となっている中で、果実の輸出先としての台湾の重要性は今後ますます高まつてくるものと思われ、輸出に際しては相手国における各種輸入関係法令に則して行う必要がある。

このため、今般の調査では、台湾における果実の輸入関連制度を取り上げ、関係法令集を作成することとした。

本稿では、植物検疫関係規制、食品衛生関係規制及び台湾の食の安全に対する取組みに関して、背景、体制、関連法令とその概略を紹介することで、体系的に把握できるようにした。なお、個別法令の条文等詳細については報告書を参照されたい。

2 植物検疫関係規制

台湾のWTO加盟により動植物の検疫体制を強化する必要が生じたため、動植物検疫を専門に行う行政院農業委員会動植物防疫検疫局が1998年に新たに設置された。動植物防疫検疫局は台北市内に本部を置くほか、基隆、新竹、台中、高雄に支局を設置している。

植物検疫の根拠法は、1996年に定められた「植物防疫検疫法」であり、内容を補完するために更に「植物防疫検疫法施行細則」が定められている。また、検疫官の業務内容について「植物防疫及び検疫実施辦法」で定められている。

各国に対する具体的な規制内容（規制される植物、国、病害虫、輸入の際の検疫条件）は、「中華民国輸入植物或いは植物產品検疫規定」に定められている。多くの日本産農産物は、「検疫を経て病害虫に感染していない」など比較的軽微な記載内容の植物検疫証明書を添付するだけで輸入可能である。しかし、2006年より、日本産果物の主要輸出產品であるリンゴ、ナシ、モモなどについては、基本的には輸出禁止となり、「日本産モモシンクイガ寄生生果実輸入検疫作業要

領」により梱包施設の条件等をクリアしたものに限り輸出が許可されることとなった。

「中華民国輸入植物或いは植物產品検疫規定」の感染地域の指定等の修正を希望する場合には、「台湾の植物検疫病虫害非感染地域としての認定申請の作業手順」に従い、非感染地域としての認定申請を行うことが出来る。申請の際には、病害虫の生物学資料や過去1～5年のサーベイランス調査等の詳細な資料が求められる。

飛行機や船で携行して持ち込む場合、郵便による場合などについては、「乗客及び車、船、航空機乗員が持ち運んだ、または郵便で送られた動植物検疫物検疫作業辦法」(別添6)により取扱いが定められている。しかし、この他、台湾関税総局が別途、植物検疫上の安全性を理由に、旅客の携行での果物の持ち込みを禁止する通知を出しているため、実際には果物の携行での持ち込みは出来ない。このような規制を打ち出した背景には、多くの台湾旅行者が日本産のモモなどを正しい手続きを経ずに持ち込む状況が目に余ったことが原因と言われている。しかし、この取扱いについては、過度に貿易制限的な規制であるため、日台間の協議の場で当該通知の廃止を求めており、現在交渉中である。

多くはないが、特定の病虫害の感染地域を経由して輸入する事例がある。この際の取扱いが、「植物又は植物產品の輸

送途中に特定疫病虫害地域を経由して輸入する際の検疫作業辦法」により定められている。病害虫が侵入しないよう密閉状態を維持することを基本としている。

台湾の植物検疫制度は出来てから間がなく、また、WTO加盟に間に合わせるべく急いで作られた感があることから、今後、他国の検疫制度に合わせた修正等を頻繁に行ってくる可能性が高い。特に、「中華民国輸入植物或いは植物產品検疫規定」の乙の十により、輸入検疫の際に発見されても適切な検疫処理を経て除去されれば輸入可能となっている病害虫については、今後の台湾検疫当局内部での検討を経て、新たな検疫条件を結ばなければ輸入出来なくなるといった規制の格上げを今後も行ってくる可能性が高い。「日本産モモシンクイガ寄生生果実輸入検疫作業要領」を結ぶに至る際にも同様に、台湾検疫当局の当該害虫に対する急な方針変更があり、規制の格上げを一方的に求められた経緯がある。

日台間で合意した果樹果実関係の検疫条件には、「日本産モモシンクイガ寄生生果実輸入検疫作業要領」、「梨接ぎ穂輸入検疫作業辦法」の2本がある。

3 食品衛生関係規制

食品衛生関係の輸入時の検査制度は、行政院衛生署が所管しているが、実際の検査作業は経済部標準検驗局に委託し実施している。具体的な検査方法についても、行政院衛生署が指針を出し、経済部

標準検査局がそれを参考に、自ら検査方法を定めることとしている。経済部標準検査局は台北市内に本部を置くほか、基隆、新竹、台中、高雄、台南、花蓮に支局を置いている。

食品の衛生関係の検査に関する根拠法は、「食品衛生管理法」であり、内容を補完するために更に「食品衛生管理法施行細則」が定められている。食品の衛生関係においては、鮮度、抗生物質の有無、食品添加物の有無、残留農薬の有無、遺伝子組み換えの有無などが検査されるが、輸入果実に関しては主に残留農薬の有無が問題となる。輸入果実の検査に係る検疫官の抽出量、検査方法等は「輸入青果検査作業要点」に定められている。

残留農薬に関する具体的な規制内容（農薬名、作物名、許容量）については、「残留農薬安全許容量」に定められている。台湾では、日本よりも早くポジティブリスト制度が実行されており、基本的に「残留農薬安全許容量」に記載のない農薬は使用してはならない。

具体的には、「残留農薬安全許容量」では、①許容量の制限に従い使用できる農薬、②許容量の制限無く使用できる農薬、③使用を禁止する農薬のそれぞれが定められており、①、②に記載のない農薬と③の農薬は使用してはならない。また、台湾検査機関は、使用してはならない農薬に対し、検査方法及び測定器の精度を勘案し最低検出量を別途定めており、この値を超えた場合、農薬が違法に

使用されていたものと見なされる。（なお、最低検出量は一般には公開されていない。例えばダコニール（殺ダニ剤）は、メロンなどでは使用できるが（残留許容量 3 ppm），ナシへの使用は認められていない。ナシを検査した結果、最低検出量の0.03ppm（台湾側からの聞き取り）を上回った場合にはダコニールを使用したものと見なされる。）

台湾と日本では気候は異なり、このため、双方で発生する病害虫などには違いがあり、それを防除するために日常使用する農薬が異なってくるというケースが多く見られる。このことは、日本が台湾で輸出促進を進めしていくうえで、今後、大きな障壁となっていくものと思われる。農薬残留に係る規制については、各國が科学的根拠に基づき独自に定めるべきものではあるが、輸出促進の観点から言えば、双方がこれら規制を統一させていく枠組み作りを早急に行っていくことが望ましい。

現時点で双方の規制の違いにより実際に貿易に支障が生じた際には、個別に台湾側と協議をすることになるが、具体的手続きは、①「農薬残留安全許容量」に農薬そのものが登録されていない場合と、②「農薬残留安全許容量」に農薬は登録されているが、対象作物が登録されていない場合とでは異なる。

①の場合には、農薬管理法及び農薬管理法施行細則に従い、台湾で農薬許可（登録）を得る手続きにより行う。具体

的手続きは、「農薬許可書の申請及び発給辦法」により詳細に規定されている。

②の場合には、農薬の植物における代謝データ（Metabolism in plant），対象農産物の圃場における農薬残留減退データ（Residue field trial data），残留量の分析方法（Analytical method）を台湾側に提出することで審査が開始される。

4 台湾の食の安全に対する取組み

台湾では、WTOへの加盟に伴い農産品市場が開放され、海外から多くの農産品が輸入されるようになったため、国民の食の安全に対する関心が高まり、輸入品、国産品問わず食の安全の仕組み作りが求めらるようになった。また、一方で、輸出農産物の国際競争力の強化のためにも、農産物の生産、流通を積極管理することで、一種の品質保証のような仕組み作りが求めらるようになった。

こうしたなか、台湾の長期計画である「2015年経済発展ビジョン・第1段階3カ年突破計画（2007～09年）」においては、農業の産業転換・高度化を促進するため、「農産品生産販売履歴制度」を計画重点とし、消費者保護とともに世界進出による経営販売の強化を行うこととされた。

「農産品生産販売履歴制度」とは、食品の生産、流通、販売の各段階における情報の追跡を行い、農場から食卓まで、すべての生産販売情報に公開性、透明性、トレーサビリティをもたせる一貫した安

心保証を構築するもので、2015年までの完全実施を目指としている。

「農産品生産販売履歴制度」は、主に生産段階での「良好農業規範（TGAP）」、流通・販売段階での「生産販売履歴システム」（ほか、製造時の「適正製造規範GMP」、流通販売時の「適正衛生規範GHP」）に分けられる。

「良好農業規範（TGAP）」は、2000年から開始されたEurepGAPや日本でも検討されているJGAP、ISO9001品質管理、及びHACCP衛生管理制度などを参考に作られたもので、リスク管理の理念を基礎とし、生産作業を全国で標準化し、農産品の品質・安全性を高度かつ均一に管理していくとするものである。TGAPの実施により、農産品の食品安全性と品質を確保し、生産におけるリスクの要素を効果的に排除し、更には環境の負荷を低下させることができるとしている。

TGAPは農作物の種類ごとに作られており、具体的には、米、胡蝶蘭、茶2種、野菜14種、果物19種、有機野菜14種、畜産物7種、水産物6種の計64種ある。

「良好農業規範（TGAP）」の構成は、①農薬の適正使用や安全上の責任に関する誓約書、②生産及び出荷作業のフローチャート、③生産及び出荷作業のリスク管理内容一覧表、④生産及び出荷作業のチェックリスト、⑤栽培管理作業暦、⑥施肥作業基準、⑦病害虫、雑草防除暦、⑧生産履歴記録簿からなっている。

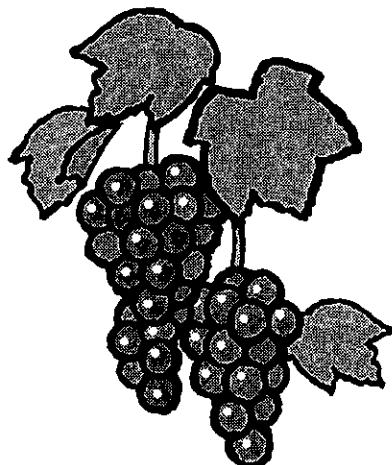
基本的に、②生産及び出荷作業のフローチャートの中に、確認すべき事項、その対策法等がおおまかにまとめられているので、ここを索引として使用し、関係する資料に読み進め、具体的なリスク管理手法を確認、実行していくこととなる。

「生産販売履歴システム」については、2007年1月5日付で制定された「農産品生産・検証管理法」に基づいて実施されることになる。この法の内容は、日本のJAS法に近く、主に優良農産品検証制度、有機農産品検証制度、生産販売履歴検証制度に分けられる。

有機農産品検証制度、生産販売履歴検証制度は、輸入農産品に対しても適用されることとなる。具体的には、有機農産

品検証制度については、中央主務機関が公告した国または国際有機認証機関（組織）が認証した検証機関及び中央主務機関の審査を受けて合格した場合にのみ有機名義で販売することができ、生産販売履歴制度については、特定の農産物について中央主務機関及び関連機関が定めた情報公開方法、保存方法、標示方法、関連する管理要領に従ったもののみ販売することができ、中央主務機関が定める期限まで、農産品の生産販売履歴資料を保存することが求められるようになる。

それぞれの制度の詳細については、今後、管理要領が定められることとなっているので、輸入農産品の詳細な取扱いについて動向を注視していく必要がある。



(参考) 残留農薬安全許容量 (「梨類」のみ抜粋)

中華民国95年9月12日衛署食字第0950407589号令

国際普通名	中文名	作物類別	許容量	備考
Acephate	殿殺松	ナシ類	1	殺虫剤
Acequinocyl	亞醌螨	梨	0.5	殺ダニ剤
Acetamiprid	亞滅培	ナシ類	1	殺虫剤
Alphacypermethrin	亞滅寧	ナシ類	2	殺虫剤
Aminoethoxyvinyl-glycine	艾維激素	桃	0.08	生長調整剤
Amitraz	三亞蟎	ナシ類	0.5	殺ダニ剤
Azinphos-methyl	谷速松	ナシ類	2	殺虫剤
Azoxystrobin	亞托敏	桃	1	殺菌剤
Azoxystrobin	亞托敏	梨	1	殺菌剤
Bifenthrin	畢芬寧	ナシ類	1	殺虫剤
Bitertanol	比多農	ナシ類	0.5	殺菌剤
Bromuconazole	蕎克座	ナシ類	0.5	殺菌剤
Bupirimate	布瑞莫	ナシ類	2	殺菌剤
Buprofezin	布芬淨	梨	1	殺虫剤
Carbaryl	加保利	ナシ類	1	殺虫剤
Carbendazim	貝芬替	ナシ類	3	殺菌剤
Carbofuran	加保扶	ナシ類	0.5	殺虫剤
Carbosulfan	丁基加保扶	ナシ類	0.5	殺虫剤
Chlorfenapyr	克凡派	梨	0.5	殺虫剤
Chlorothalonil	四氯異苯腈	桃	1	殺菌剤
Chlorpyrifos	陶斯松	ナシ類	1	殺虫剤
Clofentezine	克芬蟎	桃	0.5	殺ダニ剤
Cyhalothrin	賽洛寧	ナシ類	1	殺虫剤
Cypermethrin	賽滅寧	ナシ類	2	殺虫剤
Cyprodinil	賽普洛	ナシ類	1	殺菌剤
Deltamethrin	第滅寧	ナシ類	0.5	殺虫剤
Diafenthuron	汰芬隆	ナシ類	1	殺虫剤
Diazinon	大利松	ナシ類	1	殺虫剤
Dicloran	大克爛	ナシ類	5	殺菌剤
Dicloran	大克爛	桃	7	殺菌剤
Difenoconazole	待克利	ナシ類	0.5	殺菌剤
Dinotefuran	達特南	梨	1	殺虫剤
Dithianon	腈硫醣	桃	3	殺菌剤
Dithiocarbamates	二硫代胺基甲酸鹽類	ナシ類	2.5	殺菌剤
Dodine	多寧	ナシ類	2	殺菌剤
Ethephon	益收生長素	ナシ類	2	生長調整剤
Fenarimol	芬瑞莫	その他ナシ類	0.5	殺菌剤
Fenazaquin	芬殺蟎	ナシ類	0.5	殺ダニ剤
Fenbutatin-oxide	芬佈賜	ナシ類	2	殺ダニ剤
Fenpropathrin	芬普寧	ナシ類	0.5	殺虫剤
Fenvalerate	芬化利	ナシ類	1	殺虫剤

Fluazinam	扶吉胺	梨	0.5	殺菌剤
Flusilazole	氟氯比	ナシ類	0.2	殺菌剤
Gibberellic acid	勃激素A3	ナシ類	5	生長調整剤
Glufosinate-ammonium	固殺草	梨	0.1	除草剤
Glyphosate	嘉磷塞	ナシ類	0.2	除草剤
Guazatine	克熱淨	梨	0.5	殺菌剤
Halfenprox	合芬寧	梨	0.5	殺ダニ剤
Hexaconazole	菲克利	ナシ類	1	殺菌剤
Hexythiazox	合賽多	ナシ類	0.5	殺ダニ剤
Imibenconazole	易胺座	ナシ類	0.5	殺菌剤
Imidacloprid	益達胺	梨	0.5	殺虫剤
Iprodione	依普同	ナシ類	5	殺菌剤
Isopropcarb	滅必蟲	ナシ類	0.5	殺虫剤
Kresoxim-methyl	克收欣	ナシ類	1	殺菌剤
MCPB	加撲草	ナシ類	0.2	除草剤
Mepanipyrim	滅派林	梨	0.5	殺菌剤
Methamidophos	達馬松	ナシ類	0.5	殺虫剤
Methomyl	納乃得	ナシ類	0.5	殺虫剤
Milbemectin	密滅汀	ナシ類	0.2	殺ダニ剤
Myclobutanil	邁克尼	ナシ類	0.5	殺菌剤
Nuarimol	尼瑞莫	ナシ類	0.2	殺菌剤
Omethoate	歐滅松	ナシ類	0.2	殺虫剤
Oxine sulfate chinosol	歐硫素	ナシ類	3	生長調整剤
Oxine-copper	快得寧	ナシ類	2	殺菌剤
Oxydemeton methyl	滅多松	ナシ類	0.5	殺虫剤
Permethrin	百滅寧	ナシ類	2	殺虫剤
Phenthroate	賽達松	梨	0.2	殺虫剤
Prochloraz	撲克拉	ナシ類	1	殺菌剤
Procymidone	撲滅寧	ナシ類	2	殺菌剤
Propaphos	加護松	ナシ類	0.5	殺虫剤
Propiconazole	普克利	ナシ類	1	殺菌剤
Pyridaben	畢達本	ナシ類	0.5	殺ダニ剤
Pyrifenoxy	比芬諾	ナシ類	0.5	殺菌剤
Pyriproxyfen	百利普芬	ナシ類	0.5	殺虫剤
Tebuconazole	得克利	桃	1	殺菌剤
Tebufenozide	得芬諾	ナシ類	0.5	殺虫剤
Tetraconazole	四克利	梨	0.5	殺菌剤
Thiabendazole	腐絶	ナシ類	5	殺菌剤
Thiamethoxam	賽速安	梨	0.5	殺虫剤
Triadimefon	三泰芬	ナシ類	0.5	殺菌剤
Triadimenol	三泰隆	桃	1	殺菌剤
Trifloxystrobin	三氣敏	梨	0.5	殺菌剤
Triflumizole	賽福座	ナシ類	1	殺菌剤
Triforine	賽福寧	ナシ類	1	殺菌剤

(注) 残留農薬安全許容量表における農作物の分類表によれば、梨類は、リンゴ、梨、桃、スモモ、梅、オウトウ、ナツメ、柿等。